

入札及び契約等における注意事項について

入札参加者各位

東近江市発注の公共事業の入札及び契約、建設工事の施工に当たっては、次の事項を十分留意し、安全かつ適正な工事の完成、業務の履行確保に努めてください。

1 入札に際しての注意事項について

- (1) 入札参加者は、関係法令を遵守するとともに「東近江市建設工事執行規則」、「東近江市建設工事請負契約約款」、「東近江市委託契約約款」、「東近江市建設工事等入札執行要領」、「東近江市電子入札実施要綱」、「東近江市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱」、「東近江市入札心得」、「図面」、「仕様書」（現場説明を行うものについては、「現場説明書」及びそれに対する「質問回答書」を含む。）及び「指名通知書」等の記載事項並びに現場を熟知の上、入札に参加してください。
- (2) 入札に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」を遵守してください。
- (3) 建設工事及び建設工事に係る測量・設計監理業務等の入札については、電子入札で執行するので、東近江市電子入札システムの利用者登録をしてください。
- (4) 予定価格は、基本的に建設工事及び建設工事に係る測量・設計監理業務等については事後公表とします。ただし、不調となった場合は公表しません。
- (5) 建設工事及び建設工事に係る測量・設計監理業務等の入札については、基本的に最低制限価格を設定します。最低制限価格を下回る価格で入札した場合には失格とするので、入札に当たっては注意してください。
- (6) 入札回数は、最多で3回執行するので、紙入札で執行の場合、入札書は入札参加者が必要数を準備してください。ただし、予定価格を事前公表したものの入札回数は1回とします。
- (7) 入札時刻までに出席のない入札者及び入札執行中に執行者の承諾を得ないで席を離れた入札者は、棄権したものとみなします。
- (8) 指名通知を受けて入札に参加しない場合は、必ず辞退届を事前に提出してください。辞退届の提出がない場合は、未提出（欠席）として取り扱い、以降の指名を見合わせる場合があります。

2 契約の手続について

- (1) 落札者は、落札決定通知書に記載の契約書提出期限までに契約書に記名押印した上で、落札額の根拠となる見積書を合わせて提出してください。
- (2) 建設工事に係る契約においては、200万円以上の契約の場合、契約書提出までに金銭的保証として落札価格の10%以上を納付し、契約書提出時に領収書を提示してください。ただし、保証事業会社発行の保証証書をもって納付に代えることができます。なお、落札価格の10%以上に相当する履行保証保険契約の締結若しくは履行保証証券による保証を付した場合は契約保証金を免除します。
- (3) 全ての建設工事の契約書提出時に建設業退職金共済事業の発注者用掛金収納書を提出してください。当該工事において収納証紙を購入しない場合は、理由書等を提出してください。
- (4) 契約日及び着手日は、契約書提出時に市が記入するので空欄のまま提出してください。
- (5) 落札したにもかかわらず、契約を締結しない場合は、入札参加停止及び指名停止措置を行います。

3 下請負人について

- (1) 受注者は、「建設業法第22条」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第14条」を遵守してください。
- (2) 長引く景気低迷により、公共投資が大幅に減少する中、建設業界の厳しい経営環境に鑑み、地域経済の活性化と地元業者の育成を目的として、東近江市発注の建設工事等における下請業者については、できる限り東近江市に本店を有する業者へ発注するよう努めてください。その場合、適正な価格で請け負わせ、下請代金は適正な期間内に支払うこと等、下請契約及び下請代金支払いの適正化に努めてください。

4 建設資材等の納入について

工事施工に必要な建設用資材や建設機械を購入又は借入れする場合は、極力地場調達されるなど、施工に当たってのご配慮をお願いします。

5 工事カルテ作成、登録について

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた上で、財団法人日本建設情報総合センター（JACIC=ジャシック）に工事实績情報サービス（CORINS）登録を行ってください。ただし、工事請負代金額が500万円以上2,500万円未満の場合については、受注時の登録を行うだけでかまいません。

また、財団法人日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書（登録データの

一覧表を含む。)」が届いた場合、その写しを監督員に提出してください。

6 暴力団員等からの不当要求及び工事妨害等の排除について

- (1) 建設工事の施工及び建設工事に係る測量・設計監理業務等の受注者は、契約の適正な履行に当たり、暴力団員等からの不当要求及び妨害を受けた場合は、その旨を直ちに警察及び市に通報すること並びに当該介入に関し警察署が行う必要な捜査に協力することが義務付けられています。
- (2) 受注者が警察へ通報しなかった場合、署長はその旨を市長に連絡し、市長は速やかに調査の上、受注者に入札参加資格停止等の措置をとります。

7 その他

市税、県税及び国税等の滞納を生じさせないこと。

平成27年11月
東 近 江 市